

静岡県告示第182号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定に基づき、稲生沢川非出資漁業協同組合（内共第4号）第五種共同漁業権遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定に基づき次のとおり変更内容を告示する。

令和4年3月15日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 漁業権者の名称及び所在地
稲生沢川非出資漁業協同組合 下田市河内397-2
- 2 漁業権の免許番号
内共第4号
- 3 変更の内容
別表のとおり
- 4 遊漁規則施行の日
令和4年3月7日

別表

稲生沢川非出資漁業協同組合遊漁規則の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

(表)

(裏)

○	○
No.	
日 釣 遊 漁 証	
年 月 日	
魚種	
発行者 稲生沢川非出資漁業協同組合	
-----	-----
漁場監視員確認票	

(表)	(裏)
<p data-bbox="284 309 491 342">(半額証) ○</p> <p data-bbox="512 421 600 454">No.</p> <p data-bbox="325 517 652 551">日 釣 遊 漁 証</p> <p data-bbox="387 629 687 663">年 月 日</p> <p data-bbox="268 730 328 763">魚種</p> <p data-bbox="268 887 357 920">発行者</p> <p data-bbox="312 925 687 958">稲生沢川非出資漁業協同組合</p>	<p data-bbox="1050 309 1082 342">○</p>
<p data-bbox="371 1014 667 1048">漁場監視員確認票</p>	

附 則

この規則は、令和4年3月7日から施行する。